

平成29年度  
一般社団法人秋田県薬剤師会 秋田中央支部

# 総 会 議 案 書

日時：平成30年1月22日（月）午後7時30分  
場所：秋田キャッスルホテル  
秋田市中通一丁目3番5号 TEL018-834-1141

## 次 第

1. 開 会

2. 支部長あいさつ

3. 来賓祝辞

4. 議長選出

5. 議事録署名人選出

6. 議 事

第1号議案 平成30年度事業計画（案）の件

第2号議案 平成30年度予算（案）の件

第3号議案 一般社団法人秋田県薬剤師会秋田中央支部

支部運営規約改正（案）の件

7. 閉 会

# 第1号議案 平成30年度事業計画（案）の件

## 〈総務委員会〉

- ・委員会の定期開催
- ・連絡文書の作成
- ・新規薬局開設懇談会への委員派遣
- ・総会等会務執行の調整
- ・会計確認(役員とともに予算検討等)

## 〈会員組織委員会〉

- ・国試合格を祝う会
- ・備蓄状況の情報収集
- ・新規薬局開設時の所属ブロック決定等の組織管理
- ・ホームページの管理
- ・セルフメディケーションの推進

## 〈広報委員会〉

- ・委員会の定期開催。(月1回)
- ・秋葉PRESS用「秋田中央支部だより」の作成
- ・ABSラジオ「みんなの健康」出演者の推薦

## 〈社会保険委員会〉

- ・調剤報酬算定講習会を開催予定(年3回予定)
- ・個別指導伝達講習会を開催予定(年3回予定)
- ・調剤報酬算定について会員の質問に対応
- ・不動在庫交換会開催の場を設ける(年3回予定)
- ・医薬連携の協力
- ・秋田県社会保険委員会と協力
- ・新規薬局懇談会に委員を派遣

## 〈学術委員会〉

- ・会議の開催（年6回程度）
- ・生涯教育の開催（年10回程度）
- ・三師会合同セミナーの開催
- ・三師会合同委員会の開催
- ・応急手当講習会の開催(カット)

## 〈実務実習受入委員会〉

- ・実習状況の確認と助言

実習開始オリエンテーション（1週目）、研修会（4週目・8週目）の開催

定期アンケートの実施

- ・実習施設外における実習プログラムの企画

地域医療委員会からの情報を基に、薬とくらしの教室の体験・見学実習の企画

OTC販売実習などの対応実習

- ・実習生交流事業の実施

各期内に1回（4週前後）の交流会の開催

実習のまとめとして全期を通じて1回の交流会（報告会）を開催

- ・実務実習指導薬剤師養成ビデオ研修会の開催

年2回のビデオ研修会（講座ア、イ、ウ、オ及び更新講座カ）の開催

- ・秋田県薬剤師会実務実習受入委員会事業への協力

秋田中央支部管内における事業実施へ協力および委員の派遣

## 〈地域医療委員会〉

- ・ノウハウ研修会（在宅訪問をしている医師、看護師、薬剤師による講演）（年2回）
- ・ケアマネージャーとの勉強会及び交流会（年1回）
- ・地域サロンへの薬とくらしの教室の開催（包括支援センターより依頼が来る）  
（対象：地域住民とケアマネ等の介護職種）
- ・薬とくらしの教室の講師選定と派遣

## 〈災害対策委員会〉

・県薬災害医療検討委員会の決定事項をもとに中央支部での災害時の緊急連絡、業務継続計画をどのように行うか検討する。

## 〈支部規約改正検討委員会〉

- ・支部規約改正後における検証・

第2号議案 平成30年度予算(案)

支部運営費

科 目	平成29年度 予算額	平成30年度 予算額	前年度比	備 考
<b>I. 歳入の部</b>				
<b>①会費収入</b>	<b>345,000</b>	<b>479,000</b>	<b>134,000</b>	
国試合格を祝う会参加費	175,000	210,000	35,000	
秋田市三師会 懇談会	90,000	90,000	0	
秋田市長との懇談会	0	99,000	99,000	
他職種との情報交換会(薬剤師会主催)	80,000	80,000	0	
歳 入 合 計	345,000	479,000	134,000	
<b>II. 歳出の部</b>				
<b>①会議費(A+B+C)</b>	<b>3,288,680</b>	<b>3,149,053</b>	<b>△ 139,627</b>	
<b>A 総会費</b>	639,680	545,053	△ 94,627	
<b>B 幹事会費</b>	<b>1,030,000</b>	<b>1,110,000</b>	<b>80,000</b>	
幹事会	720,000	720,000	0	
役員及び総務委員会	180,000	252,000	72,000	
代議委員会	130,000	138,000	8,000	
<b>C 委員会費</b>	<b>1,619,000</b>	<b>1,494,000</b>	<b>△ 125,000</b>	
総務委員会	180,000	36,000	△ 144,000	
会員組織委員会	195,000	189,000	△ 6,000	
広報委員会	210,000	252,000	42,000	
社会保険委員会	63,000	63,000	0	
学術委員会	90,000	108,000	18,000	
三師会合同委員会	6,000	18,000	12,000	
実務実習受入委員会	265,000	288,000	23,000	
地域医療委員会	200,000	126,000	△ 74,000	
災害対策委員会	0	36,000	36,000	
支部規約改正検討委員会	0	30,000	30,000	
ブロック会議費	410,000	300,000	△ 110,000	
ブロック長会議	0	48,000	48,000	
<b>②研修費</b>	<b>948,500</b>	<b>461,400</b>	<b>△ 487,100</b>	
生涯教育費	624,000	244,000	△ 380,000	
社保講習会	61,500	173,400	111,900	
応急手当講習会	88,000	0	△ 88,000	
在宅講習会	50,000	0	△ 50,000	
ノウハウ研修会(医師講演1回)	95,000	44,000	△ 51,000	
緩和ケア研修会(Dr.講演)	30,000	0	△ 30,000	
<b>③広報費</b>	<b>210,000</b>	<b>100,000</b>	<b>△ 110,000</b>	
「ダメ。ゼッタイ。」キャンペーン	60,000	0	△ 60,000	
地域サロンへの講師派遣	150,000	100,000	△ 50,000	
<b>④交際費</b>	<b>425,000</b>	<b>493,592</b>	<b>68,592</b>	
三師会懇談会	252,000	180,000	△ 72,000	
三師会合同会議	18,000	80,000	62,000	
秋田市長との懇談会	115,000	191,592	76,592	
医聖祭	30,000	30,000	0	
他団体との情報交換会(他団体主催)	10,000	12,000	2,000	
<b>⑤組織強化費</b>	<b>1,037,000</b>	<b>885,000</b>	<b>△ 152,000</b>	
国試合格を祝う会	485,000	465,000	△ 20,000	
新規開設懇談会	45,000	60,000	15,000	
実習生との情報交換会	300,000	130,000	△ 170,000	
実務実習オリエンテーション	122,500	61,000	△ 61,500	
他職種との情報交換会(薬剤師会主催)	80,000	160,000	80,000	
不動産情報交換会	4,500	9,000	4,500	
<b>⑥通信費</b>	<b>339,200</b>	<b>159,200</b>	<b>△ 180,000</b>	
一斉FAX	150,000	50,000	△ 100,000	
郵送料	50,000	50,000	0	
会員施設への行政配布物郵送料	54,000	54,000	0	200×@90×3
地域医療委員会:講師料現金書留分	5,200	5,200	0	520円×10回
電話料金	80,000	0	△ 80,000	
<b>⑦支払手数料</b>	<b>280,000</b>	<b>280,000</b>	<b>0</b>	会計士報酬含む。
<b>⑧消耗品費</b>	<b>21,000</b>	<b>21,000</b>	<b>0</b>	
<b>⑨雑費</b>	<b>80,000</b>	<b>80,000</b>	<b>0</b>	
参考図書	30,000	30,000	0	
印刷費	50,000	50,000	0	
歳 出 合 計	6,629,380	5,629,245	△ 1,000,135	
歳入歳出差引高	6,284,380	5,150,245	△ 1,134,135	

平成30年度支部運営費（案）

支部運営費

科目	細目（摘要）	予算額	備考
<b>会議費</b>			
	総会費	545,053	※28年度実績
	幹事会	720,000	20名×@3,000×12回
	三役・総務委員会合同委員会	252,000	7名×@3,000×12回
	代議員会	138,000	23名×@3,000×2回
	総務委員会	36,000	6名×@3,000×2回
	会員組織委員会	189,000	7名×@3,000×9回
	広報委員会	252,000	7名（オブザーバー県業広報委員長1名含む）×@3,000×12回
	社会保険委員会	63,000	7名×@3,000×3回
	学術委員会	108,000	6名×@3,000×6回
	三師会合同委員会	18,000	6名×@3,000（支部長、副支部長、幹事長、学術委員長、地域医療連携委員長）
	実務実習受入委員会	288,000	委員7名×@3,000×8回 指導薬剤師10名×@3,000×2回 ビデオ研修3名×@3,000×2回 臨時7名×@3,000×2回
	地域医療委員会	126,000	7名×@3,000×6回
	災害対策委員会	36,000	6名×@3,000×2回
	支部規約改正検討委員会	30,000	5名×@3,000×2回
	ブロック会議費	300,000	2回（県業総会、市長との懇談会 計2回）×@1,000（弁当代）×150薬局
	ブロック長会議	48,000	三役+ブロック長（12ブロック）12名×@3,000
<b>研修費</b>			
	生涯教育費	244,000	2,000×4×8 講師料 30,000×5（医師・歯科医師） 10,000×3（その他）
	社保講習会（調剤報酬算定講習会+個別指導伝達講習会）	173,400	7名×@活動費（3000円）+講師料10000円+会場費（大会議室利用26800円）×3回開催
	在宅講習会	0	
	ノウハウ研修会	44,000	医師1名@30,000 委員7名
	緩和ケア研修会	0	
<b>広報費</b>			
	地域サロンへの講師派遣	100,000	10回を想定（講師料10,000）
<b>交際費</b>			
	三師会合同セミナー 懇談会（幹事：H29年度は薬剤師会）	180,000	補助@6,000×30（会員1名あたり3,000円の徴収）
	三師会合同会議	80,000	5名（支部長、副支部長、幹事長、ほか1名）×@8,000×2回
	秋田市長との懇談会	191,592	飲食費、会場費、横断幕代、サービス料等（秋田市11名、三役・幹事13名 会費あり歳入参照）
	医聖祭	30,000	10名×@3,000
	他団体との情報交換会	12,000	3,000×4回
<b>組織強化費</b>			
	国試合格を祝う会	465,000	5,000×80名+景品65,000（会員1名あたり3,500円の徴収）
	新規開設懇談会	60,000	3名（役員総務、会組、社保）×@2,000×10件
	実習生との情報交換会	130,000	実習生延べ20名×@3,000×2回 講師代@5,000×2回
	実務実習オリエンテーション	61,000	実習生10名×@1,000 指導薬剤師10名×@3,000 委員7名×@3,000
	他職種（ケアマネ等）との情報交換会（薬剤師会主催）	160,000	40名×@4,000（会員1名あたり2,000円の徴収）
	不動産在庫交換会	9,000	年3回×活動費3000円
<b>通信費</b>			
	FAX	50,000	(H28実績181,444円 上半期@39,02 下半期@40,72)
	郵送料	50,000	(H28実績15,748円 総会費含めると154,068円)
	会員施設への行政配布物郵送料	54,000	※前年度予算
	地域医療委員会：講師料現金書留分	5,200	520円×10回分
<b>支払手数料</b>			
	会計士報酬等	280,000	
<b>消耗品費</b>			
		21,000	
<b>雑費</b>			
	参考図書	30,000	社保、調剤報酬改定時の書籍購入10000円
	印刷費	50,000	
	<b>合計</b>	<b>5,629,245</b>	

平成30年度予算（案） 歳入内訳

国試合格を祝う会参加費	210,000
会費3,500円×60名	

秋田市三師会 懇談会	90,000
会費3,000円×30名	

他職種との情報交換会	80,000
会費2,000円×40名	

秋田市長との懇談会	99,000
会費 秋田市職員等6,000円×10名	
会費 三役・幹事3,000円×13名	

合計 479,000 円

### 第3号議案

## 一般社団法人秋田県薬剤師会秋田中央支部運営規約（改正案）

#### （目的）

第1条 一般社団法人秋田県薬剤師会秋田中央支部（以下、「秋田中央支部」という。）の運営を円滑に行うために、一般社団法人秋田県薬剤師会支部運営規約（以下、「運営規約」という。）を定める。

#### （支部総会）

- 第2条 秋田中央支部総会（以下、「支部総会」という。）は、秋田中央支部の正会員をもって構成する。
- 2 支部総会は、定時総会を事業年度が終わる前の3ヶ月の間に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。
  - 3 支部総会は、出席した正会員総数及び出席委任状総数の過半数をもって成立する。
  - 4 支部総会における議決権は、正会員1名につき1個とし、総会の議決は出席した正会員、委任状及び書面表決による過半数をもって行う。また、同数の場合は議長が決する。
  - 5 支部総会は、支部長が招集する。
  - 6 支部総会の議長は、支部長とする。ただし、支部長が総会に出席できない場合は、出席会員の中から議長を選任する。
  - 7 議長は、議事録署人2名を出席会員から指名し、作成した議事録に議長と議事録署名人が署名して押印し、県薬会報をもって2ヶ月以内に会員に報告する。

#### （支部総会審議事項）

- 第3条 秋田中央支部の事業財産（以下、「残余財産」という。）の処分状況の報告。
- 2 秋田中央支部運営規約。（県薬定款細則第2章（支部の運営）第10条第1項及び第2項による。）
  - 3 秋田中央支部事業計画及び事業予算。
  - 4 法令及び一般社団法人秋田県薬剤師会定款改正等の変更によって支部総会で審議すべき事項。
  - 5 その他、幹事会において支部総会において審議すべき事項と議決された事項。

#### （役員、顧問及び相談役の選任）

- 第4条 秋田中央支部に支部長1名、副支部長2名以内、幹事長1名及び幹事5名以上20名以内を置く（以下、これらの役職を「役員」という。また、支部長、副支部長、幹事長の役職を三役という。）
- 2 支部長は、支部総会前に開催する幹事会において次期支部長を合議によって選出し、



支部総会において報告する。

- 3 合議によって選出できない時は、出席した幹事の挙手による、過半数をもって行う。同数の場合は議長が決する。
- 4 次期支部長が決定したときは、一般社団法人秋田県薬剤師会（以下、「県薬」という。）会長の承認を得る。（県薬定款第8章第45条第4項による。）
- 5 支部長は、副支部長、幹事長及び幹事をその支部に所属する正会員の中から指名する。（県薬定款第8章第45条第5項による。）
- 6 支部長は、ブロックごとに正会員の中から1名以上の幹事を指名しなければならない。
- 7 各ブロックには、当該ブロックの正会員の合議によって、ブロック長を置く。
- 8 支部長が指名し、幹事会の承認を得て、若干名の議決権を持たない顧問及び相談役を選任することができる。
- 9 支部長を除く、役員、顧問及び相談役を選任したときは、県薬会報をもって会員に報告すると共に県薬会長に報告する。（役員については県薬定款細則第9条による。）

#### （役員任期）

- 第5条 役員、顧問及び相談役の任期は選任された年の4月1日から翌々年の3月31日とする。
- 2 任期満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### （幹事会）

- 第6条 秋田中央支部に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、支部長、副支部長、幹事長、幹事で構成する。
  - 3 幹事会の議長は、支部長とする。ただし、支部長が幹事会に出席できない場合は、出席幹事の中から議長を選任する。
  - 4 議決は、出席した幹事の挙手による過半数をもって行う。また、同数の場合は議長が決する。
  - 5 役員の発議により、幹事会の議決を得て、幹事会に正会員を招聘して意見を求めることができる。

#### （幹事会審議事項）

- 第7条 残余財産に関する事項
- 2 運営規約の改正に関する事項。
  - 3 他団体等への役員・審議会委員・委員等への就任事項。
  - 4 県薬理事会、県薬常務理事会、県薬支部長会等に関する報告事項。
  - 5 秋田中央支部部会、委員会の審議状況に関する事項。

- 6 秋田中央支部の運営に必要とする事項。
- 7 この他の事項については県薬定款細則（支部運営）第10条を準用する。
- 8 議長は、出席した幹事の中から議事録署名人1名を指名して、議事録を作成し、議長と議事録署名人は署名して押印し、県薬会報をもって会員に報告する。

#### （会議費用）

- 第8条 出席者に対し秋田県薬剤師会理事会（以下、「県薬理事会」という。）で議決した「会議費・実費」を支払う。
- 2 支部長は、幹事会等の会合において、食事が必要と判断した場合は、県薬理事会で議決した金額の範囲内で食事を用意する。

#### （支部部会・支部委員会）

- 第9条 秋田中央支部の円滑な運営を行うため、県薬理事会で定めた部会及び委員会に対応した支部部会及び支部委員会を設置する。（県薬定款第8章第45条第6項による。）
- 2 支部長は、秋田中央支部の運営に必要な委員会を幹事会の承認を得て設置する。
  - 3 支部部会、支部委員会、秋田中央支部の運営に必要な委員会の員数は、支部長、担当副支部長、幹事長及び担当幹事を除き5名以内とする。（県薬定款細則（支部の運営）第10条第5項による。）
  - 4 支部選挙管理委員会を設置し、3名をもって構成する。（県薬定款第8章第45条第8項並びに県薬代議員選挙規程第2章第3項の規程による。）
  - 5 事業等を実行するにあたり、一時的に会員の動員を必要とするときには、県薬と協議して員数等を決定する。
  - 6 支部部会、支部委員会が開催された時には、委員長等が議事録を作成し、幹事会に報告する。
  - 7 支部部会、支部委員会及び支部選挙管理委員会を開催した時には、会議費実費・食費について、秋田中央支部運営規約（会議費用）第8条第1項及び第2項を準用する。

#### （県薬への報告事項）

- 第10条 支部長は幹事会において次の議決並びに報告があった場合は県薬会長に報告しなければならない。
- 2 他団体からの依頼を受け、委員等を推薦し、選任された会員名。
  - 3 他団体において会議が開催された時にはその報告書又は議事録。
  - 4 幹事会の議事録。
  - 5 その他、県薬の事業に関連する報告書。

(事業年度)

第11条 秋田中央支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(各種会議の開催時間)

第12条 秋田中央支部の各種会議の開催時間は、17時以降21時までの間とする。

ただし、イベントのための準備会議及びイベントについてはこれに拘束されない。

(ブロック名称、区域及び正会員の所属ブロック)

第13条 秋田中央支部は、会務を円滑に遂行するため、次の12ブロックで組織し、その名称及び区域は次のとおりとする。ただし、地図によって区分しているため、重複等する地区がある。

- (1) 保戸野ブロック：秋田市外旭川・秋田市泉・秋田市保戸野・秋田市大町・秋田市寺内（三千刈）
  - (2) 新屋大町旭南川尻ブロック：秋田市大町・秋田市旭南・秋田市川元・秋田市新屋・秋田市浜田
  - (3) 旭北八橋ブロック：秋田市旭北・秋田市川尻・秋田市山王・秋田市八橋・秋田市寺内（堂ノ沢）
  - (4) 土崎Aブロック：秋田市下新城・秋田市外旭川・秋田市將軍野（東、南、青山）・秋田市土崎港・（北、東、相染町）・秋田市飯島
  - (5) 土崎Bブロック：秋田市將軍野（南）・秋田市土崎港（南、中央）
  - (6) 城南Aブロック：秋田市雄和・秋田市上北手・秋田市御所野・秋田市仁井田（本町）・秋田市御野場・秋田市河辺
  - (7) 城南Bブロック：秋田市卸町・秋田市牛島・秋田市仁井田（新田、中谷地、二ツ屋）・秋田市茨島・秋田市御野場新町・秋田市大住
  - (8) 手形広面ブロック：秋田市東通・秋田市広面・秋田市桜・秋田市横森・秋田市新藤田・秋田市手形（住吉町、からみでん）
  - (9) 駅前櫛山ブロック：秋田市中通 2、6、7 丁目・秋田市南通・秋田市櫛山・秋田市千秋久保田町 3
  - (10) 広小路ブロック：秋田市中通 1～6 丁目・秋田市手形（十七流）・秋田市千秋明德町・秋田市千秋久保田町 6
  - (11) 男鹿ブロック：男鹿市
  - (12) 南秋ブロック：潟上市・南秋田郡
- 2 正会員の所属ブロックは原則として勤務（パート及び非常勤等を含む）する医療提供施設等の所在地とする。
- 3 勤務地が秋田中央支部にないか、又は勤務していない正会員にあつては、ブロック区域に該当する住所地のブロックに所属する。

(附則)

- 1 平成26年1月22日施行。
- 2 平成29年1月25日改定。
- 3 平成30年1月22日改正施行。

附帯決議：

1. 秋田中央支部総会の正会員出席者数が少なく、会員の総意に基づく総会とは言いがたい状況となっている。会員が直接発言することが出来る総会とするよう役員は努力すること。
2. 一般社団法人秋田県薬剤師会定款違反となるため、幹事を選出するにあたり、ブロックの自主的選出が出来ない。改正秋田支部運営規約第4条第5項「副支部長、幹事長及び幹事は、支部長がその支部に所属する正会員の中から指名する。(県薬定款第8章第45条第5項による)」の運用については、支部長が、ブロックの自主性を十分に勘案した上で、指名するよう要望する。
3. 第4条7項の「各ブロックには、当該ブロックの正会員の合議によって、ブロック長を置く。」については、ブロックの自主性を尊重すること。
4. 改正秋田中央支部運営規約第7条第6項「幹事会で、支部総会において審議すべき事項と議決された事項」及び(幹事会審議事項)第7条第6項「秋田中央支部の運営に必要とする事項」には、正会員として公序良俗・薬剤師倫理・社会的模範等を逸脱した行為があったことについて審議すべき事項が含まれる。
5. 社会環境の変化により秋田中央支部規約改正が必要になったときには、「運営規約改正に係わる課題と基本的な考え方」を十分に理解し、その思想と手順を検証した上で実施すること。

# 運営規約改正に関わる課題と基本的な考え方

## 1. 支部長の選任について

秋田中央支部の事業・会計等に関わる最高責任者として、社会性と薬事等に関する高い資質を持ち併せて、対外的交渉能力と過去の事業・会計に精通した者を選出することが求められる。

上記条件を満たすためには、秋田中央支部幹事の経験、学術的能力、広域にわたる人的財産を有する者を、会員又は現幹事（支部長・副支部長・幹事長を含む）から選出する方法がある。現状の県薬定款、支部規約及び任期上の制約から、支部長選出は①支部長選出、②幹事選出、③支部長が副支部長・幹事長を指名する順となっており、新幹事会を構成してから、支部長を選出する順番とはなっていないので、実質的に、新幹事を決めてから支部長を互選または選挙等を実施することが出来ない。

また、支部長選出を会員による選出とするのか、議院内閣制のように幹事の中から選出するのかといった基本的な問題についても検討する必要がある。

さらに、支部長選出にあたり、選挙とするのか互選とするのか、その現実的な方法論と任期満了となる幹事会において、次期支部長を選任するのかといった課題も検討しておく必要がある。「互選」とは、なれ合い的選出を意図した文言ではない。事業の継続性等を幹事が議論・討議した上で、次期組織に必要な支部長を選出するという意味で捉えるべきである。

（付記：ブロック会議・APA-mail メール等による意見から、この「互選」という言葉を使ったため、誤解を払拭することが出来なかった。今後は「合議」という言葉を使うべきである。）

薬業界は、社会保障費の高騰によって非常に厳しい状況になっている。割れて壊れる組織ではなく、まとまる組織を作り上げるシステムを構築するべきである。

規約改正を行うにあたり、制度設計について、しっかりとした思想を持って、職能団体として会員が一致団結し、強固な組織力を持って薬剤師職能を社会に還元し、社会貢献できる運用システムとして明文化していくことが必要である。

## 2. 副支部長、幹事長及び幹事の選任について

組織の構成要素は、「会員」「事業」「会費」である。組織を運営する役員は、会員から一定の方法論によって、選任することになる。過去からブロックごとに幹事の選出を依頼していることから、より細分化した地域（12ブロック）から最低1名の幹事を選出することについては、この方法によって秋田中央支部を運営してきた経験もあり、運用上においても不都合な点がないと思われる。課題は、



県薬定款に定められた支部長1名、副支部長2名、幹事長1名に加え、5名以上20名以内の幹事員数制限（支部長1名+幹事23名）について、最大限この定款を活用するために、12ブロックからの選出によらない11名の幹事選出（支部長1名を除く）について、合意形成を得ておく必要がある。少なくとも各ブロックからの選出を考慮すれば、12名のブロック選出幹事数は、県薬定款20名以内の幹事制限数の過半数を占めており、ブロック選出によらない幹事選出方法を取り入れても、秋田中央支部の公平・中立な運営は担保できると思われる。特に重要なのは、各ブロックと幹事会が密接に連携しているところにある。幹事会で協議、議決された内容が各ブロックに伝わる環境を整備しておく必要があると思われる。

事業運営を行うに当たっては、副支部長・幹事長の選任は重要であり、支部長の補佐役として、支部長が指名することに、特に問題が発生していないことから従来の支部長の指名による選任で良いと思われる。

### 3. 秋田中央支部からの理事推薦について

県薬定款によって、支部には割り当てられる県薬理事数が会長候補者によって示される。この理事者数は、一定ではなく、会長候補者の一存で決まる。

また、県薬会長候補者が事業運営等を行うために必要な理事構成者を検討した結果、支部から特定の会員を指名して理事候補者として要請を受けることがある。特に執行役員（常務理事）の人選は、適切に対応する応需対応決定機能を持つことが必要と思われる。現状においては、誰が何処で、了承するのかについて、何も決まりが無い。

県薬理事は、県薬事業・予算に深く関わっており、その事業・予算は直接的に秋田中央支部の事業・予算に直結する。従って、指名された理事については、秋田中央支部の組織機構、事業・予算内容を理解している幹事もしくは幹事経験者を推薦すべきではなかろうか。

県薬会員数の過半数近い会員を有する秋田中央支部から選出された理事は、県薬事業と密接に関連しており、幹事会が当該理事推薦に当たって責任を担うべきであろう。

こうした一連の状況を把握しつつ、理事推薦内規を作成しておく必要があると思われる。

### 4. 県薬代議員について

県薬代議員選挙規定では、県薬代議員数を県薬総会員数から支部総会員数を按分して支部から選出する人数を定めている。県薬代議員選挙規定では、代議員は選挙によって選出されるため、支部には3名の選挙管理委員により支部選挙

管理委員会を設置することになっている。

立候補者は、支部正会員であれば、候補者に制限はない。また、制限を設けることは、県薬代議員選挙規定違反となる。

しかし、県薬代議員は、県薬の事業、予算執行及び決算事項等について総会において質疑・発言できる権利を有し、会長並びに理事の選出を行う。これらの事項は各支部運営と密接に関連していることから、前記の事項に対して、幹事会は代議員と密接に協議を行う機会を持つべきである。県薬総会においては、慣例的にブロック代表質問と一般質問が設けられており、前者は支部総意を集約した質問を求めていると思われる。

代議員立候補者については、広く会員の意見を求める必要があることから各ブロックから最低1名の候補者を得ることが望ましいが、立候補者を制限することはできない。しかし、立候補の要請を行うことは可能だと思われる。また、直接的に関わっていく必要もあることから役員からも立候補者を募る事ができないか考慮する必要があり、内規を作成しておく必要があると思われる。

## 5. 事業・会計年度及び役員の任期について

県薬の予算決定は3月、決算は6月を基本に置けば、秋田中央支部の事業と予算執行が4月1日から始まり、3月31日で決算を迎えることに問題は無い。

支部においては、県薬の決算に含まれるので、決算を行う必要は無く、会計年度を定める必要は無い。定めておく必要があるのは事業年度だけとなる。

支部長承認は、県薬定款によって県薬会長が行うとされており、承認を受けるときの県薬会長の新旧の別は言及されていない。換言すると何時でもできるとなる。例えば、支部長に事故があった場合、支部運営に支障が生じる状況となった場合が想定できる。

上記のことから、支部長の選任時期は、事業年度と合わせておくことが最善と考えられるので、4月1日から2年後の3月31日までとすることか良いと思われる。

## 6. 事業等の継続性について

社会環境が変化すると共に新たな法律が必要になるように、将来、規約の改正が必要になることが考えられる。過去の知恵に問うことも必要で、歴史や各種規約制定の意図を文書で残すと共に、その趣旨を問うことが必要になる。

そこで、議決権を持たない顧問もしくは相談役を設け、解釈の問題や当時の状況を把握するために新たな職制として新設した方がよろしいのではなかろうか。

## 7. 秋田中央支部会員の合意形成構築について

秋田中央支部運営規約は、支部に所属する会員全員が合意しなければ意味が無い。合意があつて、運用が可能になる。この手順は、丁寧に行うべきである。従つて、委員会での素案検討、幹事会での案検討を経て、県業会報に掲載して、パブリックコメントを募集し、これに回答すると共に、各ブロックでの説明会と意見収集を行い、最終幹事会において修正して、支部総会へ議案提出を行うことが必要である。

(付記：平成29年10月10日の幹事会において、県業会報予算を軽減化するため、県業会報には掲載せず、残余財産を使って全会員に郵送することとなった。ブロック説明会は11月24日までに全ブロックで実施し、パブリックコメントの締め切り日は11月30日を閉めきりとした。)

日にち確認のこと

備考：

#### 1. 顧問と相談役に違いについて

顧問は、通常組織外から専門的知識を持ち、その組織が必要とする人物を招聘する。相談役は、その組織において会長等にあつた組織内役員が退任後に、理事会等において意見を求められたときに回答する職名として使用している。議決権の付与については、組織ごとに異なる。

#### 2. 規約・規程・規定・規則の語句の使い方について

・規約【bylaw】とは、集団において、構成員を規律するための決まりごとのうち、総会において定められる性質を持ったもの。例えば協同組合等が組合の業務運営その他一定の事項に関し、組合と組合員間を規律する自治法規であつて定款と同様、総会において決められるべき性質をもつたもので、選挙規約、委員会規約、金融事業規約、共同購買事業規約等がある。

・規程【stipulation】とは、事務遂行上必要な関係を規律する内規的なもので、執行機関が決定し得る性質を持ったもの。例えば協同組合が組合の事務、会計その他に関して定める内部的な規律であつて、主として事務遂行上必要な関係を規律する内規的なもので、理事会等に諮り決定し得る性質をもつもので、文書処理規程、服務規程、経理規程、給与規程等がある。

・規定【article】とは、広義の規約の条文の内容を指し、法律、定款、規則、規約、規程などをさす。

・規則【rule】とは、広義に規則という場合、諸々の事項を規定した例えば定款とか規約とか、規程等を総称していわゆる「さだめ」をいうが、最狭義に規則という場合は国の立法機関としての国会以外の機関が制定する成文法＝それらは名称を規則というだけで必ずしも法的性格を等しくするものではない＝をいい、現在、最高裁判所や衆・参議院等特定の諸機関が規則制定権を認められている。なお各大臣が主任の行政事務について発する命令が規則という形であらわれて



いることもある。

一般社団法人秋田県薬剤師会秋田中央支部運営規約（改定案）新旧対照表

「規程」を「規約」に変更（県薬定款細則第2章支部（支部運営）第10条第1項及び第2項による）。

条文	改正規約（案）	現行規程	変更理由
（目的） 第1条	（目的） 第1条 一般社団法人秋田県薬剤師会秋田中央支部（以下、「秋田中央支部」という。）の運営を円滑に行うために、一般社団法人秋田県薬剤師会支部運営規約（以下、「運営規約」という。）を定める。	（目的） 第1条 一般社団法人秋田県薬剤師会秋田中央支部（以下、「中央支部」という。）の運営は、一般社団法人秋田県薬剤師会支部運営規程（以下、「支部運営規程」という。）を基本とし、運営の細部を本規約（以下、「中央支部運営規約」という。）で定める。	文言を整理した。 一般社団法人秋田県薬剤師会支部運営規約は、案として各支部に示したものであって、これを基本とする考え方はない。また、支部の運営規約は、この規約のみであって、細部を定めるものではない。
第2条	（支部総会） 第2条 秋田中央支部総会（以下、「支部総会」という。）は、秋田中央支部の正会員をもって構成する。	（支部総会の構成、開催、決議方法、決議事項） 第2条 中央支部総会（以下、「総会」という。）は、中央支部の正会員をもって構成する。	県薬の総会と支部の総会を区分し、第2条には支部総会開催運用事項のみの記載とした。
	2 支部総会は、定時総会を事業年度が終わる前の3ヶ月の間に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。	2 総会は、定時総会・臨時総会の2種類とし、定時総会は、毎年1月又は2月中に1回開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。	支部総会開催時期を1月～3月末までに開催することとし、簡略記載とした。
	3 支部総会は、出席した正会員総数及び出席委任状総数の過半数をもって成立する。		（新設）
	4 支部総会における議決権は、正会員1名につき1個とし、総会の議決は出席した正会員、書面表決及び委任状による過半数をもって行	3 総会における議決権は、正会員1名につき1個とし、総会の決議は出席した正会員、書面表決及び委任状による意思表示の過半数をも	文言を整理すると共に、委任状は意思表示なので過剰記載を簡略化し、同数の場合の

	う。また、同数の場合は議長が決する。	って行う。	議決方法を追加した。
	5 支部総会は、支部長が招集する。	4 総会は、支部長が招集する。	変更なし
	6 支部総会の議長は、支部長とする。ただし、支部長が総会に出席できない場合は、出席会員の中から議長を選任する。	5 総会の議長は、支部長とする。ただし、支部長が総会に出席できない場合は、出席会員の中から議長を選任する。	変更なし
	7 議長は、議事録署人2名を出席会員から指名し、作成した議事録に議長と議事録署人が署名して押印し、県薬会報をもって2ヶ月以内に会員に報告する。		(新設) 議事録の作成及び議事録署人と会員への報告時期を明確化した
		6 総会における報告事項、決議事項は下記のとおりとする。 (1) 報告事項 中央支部の運転資金とされている支部運営費以外の事業財産(以下「残余財産」という。)の処分がなされた場合はその内容 ただし、残余財産の処分は、幹事会で決議するものとする。 (2) 決議事項 ① 中央支部運営規約の改定 ② 中央支部の新規程の設定及び改定 ③ 中央支部事業計画及び中央支部事業予算案	第6項は(支部総会審議事項)第3条に移し、各項の審議事項としてまとめた。

		④ その他、総会において決議するものとして「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に規定された事項及び「支部運営規程」・「中央支部運営規約」等に定められた事項にして総会で決議するにふさわしい事項	
第3条	(支部総会審議事項) 第3条 秋田中央支部の事業財産(以下、「残余財産」という。)の処分状況の報告。		第2条第6項を移行し、文言を整理した。 ブロック意見により第3条第5項には、正会員として公序良俗・薬剤師倫理・社会的模範を逸脱した行為があったことについて審議すべき事項が含まれる。
	2 秋田中央支部運営規約。(県薬定款細則第2章(支部の運営)第10条第1項及び第2項による。)		
	3 秋田中央支部事業計画及び事業予算。		
	4 法令及び一般社団法人秋田県薬剤師会定款改正等の変更によって支部総会で審議すべき事項。		
	5 その他、幹事会において支部総会において審議すべき事項と議決された事項。		

第4条	(役員、顧問及び相談役の選任) 第4条 秋田中央支部に支部長1名、副支部長2名以内、幹事長1名及び幹事5名以上20名以内を置く(以下、これらの役職を「役員」という。また、支部長、副支部長、幹事長の役職を三役という。)	(支部長・副支部長・幹事長・幹事等の役員の選任等) 第3条 中央支部に支部長1名、副支部長2名以内、幹事長1名及び幹事5名以上20名以内を置く(以下、これらの役職を「役員」という)。 2 新支部長予定者は、現支部長在任中の最終の決算期前に開催する総会の決議にて選出し、決算期後に秋田県薬剤師会会長の承認を得て就任する。 3 新支部長予定者の選出方法は、新支部長予定者候補が1名の場合は、そのまま総会に上程し、複数の新支部長予定者候補が出た場合は、現幹事による無記名投票選挙にて、最多票を得た者を新支部長予定者候補として、総会に上程して承認の決議を得ることを要する。 なお、現幹事による無記名投票選挙の担当者は、現支部長が指名する数名の者とする。 4 支部長は、幹事会の決議に基づき支部運営を行う。 5 新支部長予定者は、選出されてから速やかに、中央支部に所属する正会員の中から「副支部長、幹事長及び幹事」の予定者を指名する。 ただし、幹事予定者については、新支部長予	第3条から第4条に移し、全面改定した。 任期については、新たに第5条に規定して、全面改定した。 特に、ブロックとの連携を図るため、各ブロックから最低1名以上の幹事を選出することを明確化した。
	2 支部長は、支部総会前に開催する幹事会において次期支部長を合議によって選出し、支部総会において報告する。		ブロック意見及びパブリックコメントにより、第3項
	3 合議によって選出できない時は、出席した幹事の挙手による、過半数をもって行う。同数の場合は議長が決する。		「合議によって選出できない時は、出席した幹事の挙手による、過半数をもって行う。同数の場合は議長が決する。」を追加し。第2項中「互選」を「合議によって選出し」、第6項中の「互選」を「合議」に変更した。
	4 次期支部長が決定したときは、一般社団法人秋田県薬剤師会(以下、「県薬」という。)会長の承認を得る。(県薬定款第8章第45条第4項による。)		第5項の主語を支部長にした。
	5 支部長は、副支部長、幹事長及び幹事をその支部に所属する正会員の中から指名する。(県薬定款第8章第45条第5項による。)		
	6 支部長は、ブロックごとに正会員の中から1名以上の幹事を指名しなければならない。		

	<p>7 各ブロックには、当該ブロックの正会員の合議によって、ブロック長を置く。</p>	<p>定者が幹事予定者の候補を募り、新支部長予定者が指名する数名の者に選挙を担当させ、正会員の投票によって選ばれた上位20名の者を、新支部長予定者の指名する幹事予定者として取り扱う。</p>	
	<p>8 支部長が指名し、幹事会の承認を得て、若干名の議決権を持たない顧問及び相談役を選任することができる。</p>	<p>なお、幹事予定者候補が20名を下まわった場合は、新支部長予定者は、20名に達するまで幹事予定者を指名することができる。</p>	
	<p>9 支部長を除く、役員、顧問及び相談役を選任したときは、県薬会報をもって会員に報告すると共に県薬会長に報告する。(役員については県薬定款細則第9条による。)</p>	<p>6 副支部長、幹事長及び幹事の予定者は、新支部長の就任と同時に、副支部長、幹事長及び幹事に就任する。</p>	

<p>第5条</p>	<p>(役員の任期) 第5条 役員、顧問及び相談役の任期は選任された年の4月1日から翌々年の3月31日とする。</p>	<p>(役員の任期) 第4条 支部長の任期は、決算期前の総会にて新支部長予定者が選出された後、決算期後に秋田県薬剤師会会長の承認を得て就任してから2回目の決算期後に、新支部長が就任する日の前日までとする。 2 副支部長、幹事長及び幹事は、支部長就任と同時に就任し、就任後2回目の決算期後に新支部長が就任する日の前日までを任期とする。</p>	<p>(全面改定)</p>
	<p>2 任期満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>3 任期満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>前規程第3条第3項を踏襲した。</p>
<p>第6条</p>	<p>(幹事会) 第6条 秋田中央支部に幹事会を置く。 2 幹事会は、支部長、副支部長、幹事長、幹事で構成する。 3 幹事会の議長は、支部長とする。ただし、支部長が幹事会に出席できない場合は、出席幹事の中から議長を選任する。 4 議決は、出席した幹事の挙手よる過半数をもって行う。また、同数の場合は議長が決する。 5 役員の発議により、幹事会の議決を得て、幹事会に正会員を招聘して意見を求めること</p>	<p>(幹事会等) 第5条 中央支部に幹事会を置き、支部運営規程及び中央支部運営規約等に基づき運営する。なお、残余財産がある場合は、幹事会の決議により処分し得るものとし、総会に報告しなければならない。</p>	<p>(幹事会)とし、第6条に移行して、幹事会の位置づけを明確にした。 残余財産については、(支部総会審議事項)第3条第1項及び(幹事会審議事項)第7条に記載した。 ブロックの意見及びパブリックコメントにより第3項、第4項及び第5項を追加した。</p>

	が出来る。		
第7条	(幹事会審議事項) 第7条 残余財産に関する事項。		(新設) 幹事会の審議事項を明確化した。
	2 運営規約の改正に関する事項。		第8項に議事録に関する記載を追加した。
	3 他団体等への役員・審議会委員・委員等への就任事項。		ブロック意見により第7条第6項には、正会員として公序良俗・薬剤師倫理・社会的模範を逸脱した行為があったことについて審議すべき事項が含まれる。
	4 県薬理事会、県薬常務理事会、県薬支部長会等に関する報告事項。		
	5 秋田中央支部部会、委員会の審議状況に関する事項。		
	6 秋田中央支部の運営に必要とする事項。		
	7 その他の事項については県薬定款細則(支部運営)第10条を準用する。		
	8 議長は、出席した幹事の中から議事録署名人1名を指名して、議事録を作成し、議長と議事録署名人は署名して押印し、県薬会報をもって会員に報告する。		
第8条	(会議費用) 第8条 出席者に対し秋田県薬剤師会理事会(以下、「県薬理事会」という。)で議決した「会議費・実費」を支払う。		第6条第2項を第8条として、単独記載とし、会議費用、食事の支給を明確化した。



	2 支部長は、幹事会等の会合において、食事が必要と判断した場合は、県薬理事会で議決した金額の範囲内で食事を用意する。		
第9条	(支部部会・支部委員会) 第9条 秋田中央支部の円滑な運営を行うため、県薬理事会で定めた部会及び委員会に対応した支部部会及び支部委員会を設置する。(県薬定款第8章第45条第6項による。)	(支部部会・支部委員会) 第6条 中央支部の円滑な運営を行うため、法人理事会で定めた部会及び委員会に対応した支部部会及び支部委員会を設置する。	第9条に移行し、文言を整理した。
	2 支部長は、秋田中央支部の運営に必要な委員会を幹事会の承認を得て設置する。	2 幹事会及び支部部会・支部委員会(以下、「幹事会等」という。)を開催したときは、出席者に対し秋田県薬剤師会理事会(以下、「法人理事会」という。)で決議した「会議費・実費」を支払う。	第2項を廃止し、その趣旨を第6項としてまとめて新設
	3 支部部会、支部委員会、秋田中央支部の運営に必要な委員会の員数は、支部長、担当副支部長、幹事長及び担当幹事を除き5名以内とする。(県薬定款細則(支部の運営)第10条第5項による。)	3 支部長は、幹事会等の会合において、食事が必要と判断した場合は、法人理事会で議決した金額の範囲内で食事を用意する。	第3項を廃止し、その趣旨を第6項としてまとめて新設
	4 支部選挙管理委員会を設置し、3名をもって構成する。(県薬定款第8章第45条第8項並びに県薬代議員選挙規程第2章第3項の規程による。)		(新設)

	5 事業等を実行するにあたり、一時的に会員の動員を必要とするときには、県薬と協議して員数等を決定する。		(新設) 一時的な人件費等については、県薬事業予算から支出することが望ましい。
	6 支部部会、支部委員会が開催された時には、委員長等が議事録を作成し、幹事に報告する。		(新設)
	7 支部部会、支部委員会及び支部選挙管理委員会を開催した時には、会議費実費・食費について、秋田中央支部運営規約（会議費用）第8条第1項及び第2項を準用する。		条文番号変更し、文言を整理した。
第10条	(県薬への報告事項) 第10条 支部長は幹事会において次の議決並びに報告があった場合は県薬会長に報告しなければならない。	(審議会) 第7条 支部長は、担当する区域の市町村からの依頼を受け、審議会等の委員を選任したときは、秋田県薬剤師会会長に報告しなければならない。また審議会が開催されたときは、その決議内容を会長に報告しなければならない。	第6条第4項に幹事会において審議する内容としてあるので、県薬との連携を図るため、秋田中央支部として、県薬に報告すべき事項を一括まとめ直して記載した。
	2 他団体からの依頼を受け、委員等を推薦し、選任された会員名。		
	3 他団体において会議が開催された時にはその報告書又は議事録。		
	4 幹事会の議事録。	第8条 支部長は、支部運営規程に基づき幹事会の議事録作成等に関する事務を監理し、秋田県薬剤師会会長に報告する。	(県薬への事業報告事項) 第10条にまとめた。

	5 その他、県薬の事業に関連する報告書。		
第11条	(事業年度) 第11条 秋田中央支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。		(新設) 事業年度を明確化した。会計年度は、県薬が定める。
第12条	(各種会議の開催時間) 第12条 秋田中央支部の各種会議の開催時間は、17時以降21時までの間とする。 ただし、イベントのための準備会議及びイベントについてはこれに拘束されない。	(各種会議の開催時間) 第9条 中央支部の各種会議の開催時間は、17時以降21時までの間とする。 ただし、イベントのための準備会議及びイベントについてはこれに拘束されない。	3条繰り下げて、文言整理
第13条	(ブロック名称、区域及び正会員の所属ブロック) 第13条 秋田中央支部は、会務を円滑に遂行するため、次の12ブロックで組織し、その名称及び区域は次のとおりとする。ただし、地図によって区分しているため、重複等する地区がある。 (1) 保戸野ブロック：秋田市外旭川・秋田市泉・秋田市保戸野・秋田市大町・秋田市寺内（三千刈） (2) 新屋大町旭南川尻ブロック：秋田市大町・秋田市旭南・秋田市川元・秋田市新屋・秋田市浜田 (3) 旭北八橋ブロック：秋田市旭北・秋田市川尻・秋田市山王・秋田市八橋・秋田市寺	(女性部会) 第10条 女性部会の運営方法は、支部運営規程及び中央支部運営規約等に準ずるものとする。	女性部会だけが特別記載されている理由が不明なので削除し、新たに（ブロック名称と区域）を新設した。 地図と見比べて、薬局の位置と薬局数を平均化するようにブロック化を図っているので、複数の地区となっている場合や薬局が無い地区が省かれている場合がある。

内（堂ノ沢）

（４）土崎Ａブロック：秋田市下新城・秋田市外旭川・秋田市將軍野（東、南、青山）・秋田市土崎港（北、東、相染町）・秋田市飯島

（５）土崎Ｂブロック：秋田市將軍野（南）・秋田市土崎港（南、中央）

（６）城南Ａブロック：秋田市雄和・秋田市上北手・秋田市御所野・秋田市仁井田（本町）・秋田市御野場・秋田市河辺

（７）城南Ｂブロック：秋田市卸町・秋田市牛島・秋田市仁井田（新田、中谷地、二ツ屋）・秋田市茨島・秋田市御野場新町・秋田市大住

（８）手形広面ブロック：秋田市東通・秋田市広面・秋田市桜・秋田市横森・秋田市新藤田・秋田市手形（住吉町、からみでん）

（９）駅前櫛山ブロック：秋田市中通 2、6、7 丁目・秋田市南通・秋田市櫛山・秋田市千秋久保田町 3

（１０）広小路ブロック：秋田市中通 1～6 丁目・秋田市手形（十七流）・秋田市千秋明德町・秋田市千秋久保田町 6

（１１）男鹿ブロック：男鹿市

（１２）南秋ブロック：潟上市・南秋田郡

	2 正会員の所属ブロックは原則として勤務（パート及び非常勤等を含む）する医療提供施設等の所在地とする。	（運用等） 第11条 中央支部の運営は、支部運営規程及び中央支部運営規約に定めるもののほか、法人理事会の決議により別に定めたところによる。	秋田中央支部は県薬の支部なので、当然、県薬の理事会決定事項に従わざるを得ない。
	3 勤務地が秋田中央支部にないか、又は勤務していない正会員にあっては、ブロック区域に該当する住所地のブロックに所属する。	2 中央支部運営規約は、中央支部総会において改定することができる。	また、秋田中央支部の規約改正についても定款細則第10条に支部規約を届け出ること及び秋田中央支部総会において規程改正ができることが明記されているので削除する
（附則）	（附則） 1 平成26年1月22日施行。 2 平成29年1月25日改定。 3 平成30年1月22日改正施行。	（附則） 1 平成26年1月22日施行。 2 平成29年1月15日改定施行。	「。」を取る。 附則に記述された年月日が間違っているという意見があるので確認が必要です。

附帯決議：（新設）

1. 秋田中央支部総会の正会員出席者数が少なく、会員の総意に基づく総会とは言いがたい状況となっている。会員が直接発言することが出来る総会とするよう役員は努力すること。
2. 一般社団法人秋田県薬剤師会定款違反となるため、幹事を選出するにあたり、ブロックの自主的選出が出来ない。改正秋田支部運営規約第4条第5項「副支部長、幹事長及び幹事は、支部長がその支部に所属する正会員の中から指名する。（県薬定款第8章第45条第5項による）」の運用については、支部長が、ブロックの自主性を十分に勘案した上で、指名するよう要望する。
3. 第4条7項の「各ブロックには、当該ブロックの正会員の合議によって、ブロック長を置く。」については、ブロックの自主性を尊重すること。

4. 改正秋田中央支部運営規約第7条第6項「幹事会で、支部総会において審議すべき事項と議決された事項」及び（幹事会審議事項）第7条第6項「秋田中央支部の運営に必要とする事項」には、正会員として公序良俗・薬剤師倫理・社会的模範等を逸脱した行為があったことについて審議すべき事項が含まれる。
5. 社会環境の変化により秋田中央支部規約改正が必要になったときには、「運営規約改正に係わる課題と基本的な考え方」を十分に理解し、その思想と手順を検証した上で実施すること。